

滋賀県子ども若者審議会

ひとり親家庭支援・子どもの貧困対策検討部会 報告書

ひとり親家庭支援・子どもの貧困対策検討部会

目次

内容

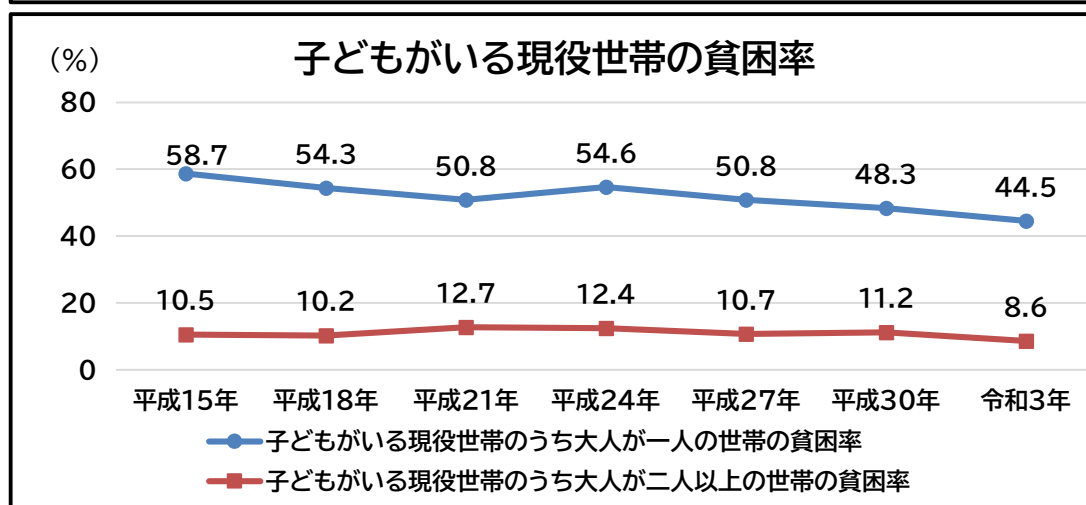
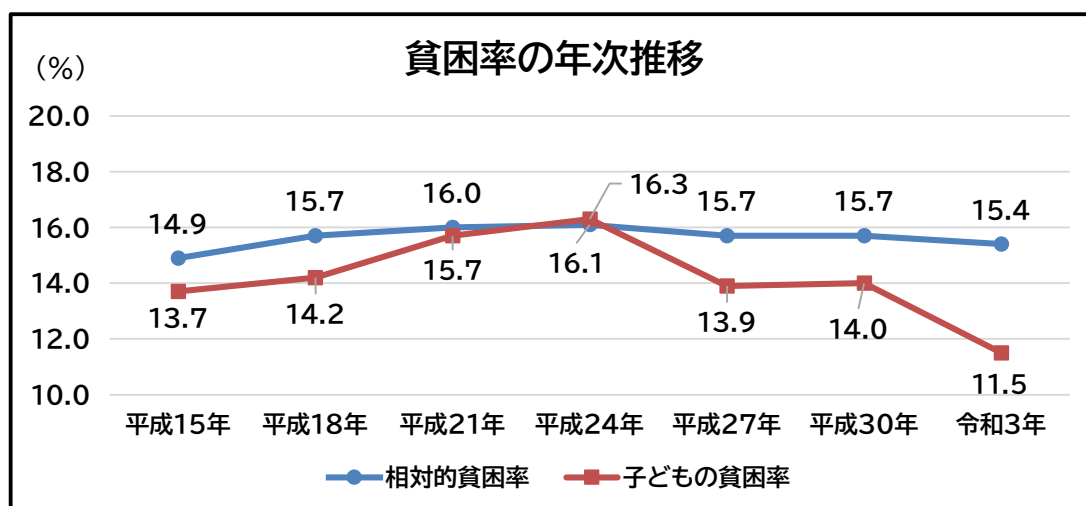
1. 滋賀県の子どもの貧困・ひとり親家庭をめぐる現状	- 1 -
(1) 子どもの貧困について	- 1 -
(2) ひとり親家庭について	- 5 -
(3) 国の動き、社会情勢の変化	- 8 -
(4) 現行計画の取組状況	- 11 -
2. 滋賀県の子どもの貧困・ひとり親家庭をめぐる課題	- 13 -
(1) 子どもの貧困の解消に向けた対策について	- 13 -
(2) ひとり親家庭支援について	- 14 -
3. 施策の方向性	- 16 -
(1) 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進	- 17 -
(2) ひとり親家庭への支援の推進	- 18 -
4. 具体的な施策の推進	- 19 -
(1) 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進	- 19 -
① 子どもの能力および可能性を最大限伸ばすための育ちと学びの支援	- 19 -
② 貧困の状況にある子どもが社会的に孤立しないための生活支援	- 23 -
③ 一定の収入を得て生活の安定を図るための就労支援	- 26 -
④ 世帯の生活を支えるための経済的支援	- 27 -
(2) ひとり親家庭への支援の推進	- 28 -
① 生活の安定と自立のための経済的支援	- 28 -
② 自立のための就労支援	- 29 -
③ 安心・安全な子育て・子育てのための生活支援	- 31 -
④ きめ細かな相談体制・情報提供および広報・啓発	- 33 -

1. 滋賀県の子どもの貧困・ひとり親家庭をめぐる現状

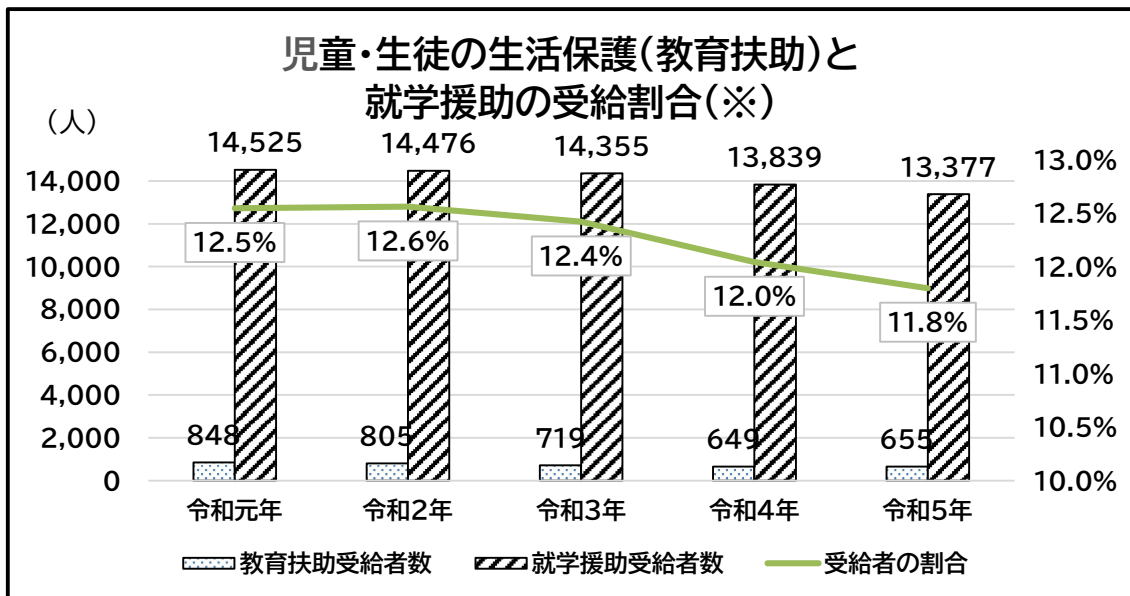
(1) 子どもの貧困について

令和4年国民生活基礎調査において、相対的貧困率は15.4%、子どもの貧困率は11.5%となっています。一方、子どもがいる現役世帯のうち、大人が1人いる世帯の貧困率は44.5%、大人が2人以上いる世帯の貧困率は8.6%となっています。

子どもの貧困率ではありませんが、本県における児童・生徒の生活保護(教育扶助)と就学援助の受給割合は令和4年度において12.0%となっています。また、令和4年3月の本県の高校進学率は、一般世帯で99.1%、生活保護世帯で92.4%と6.7ポイントの差がある状況です。なお、特に貧困率が高いとされている母子家庭は、令和5年度滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査では年間就労収入の平均は250万円であり、200万円未満の世帯が母子家庭全体の39.2%を占めています。



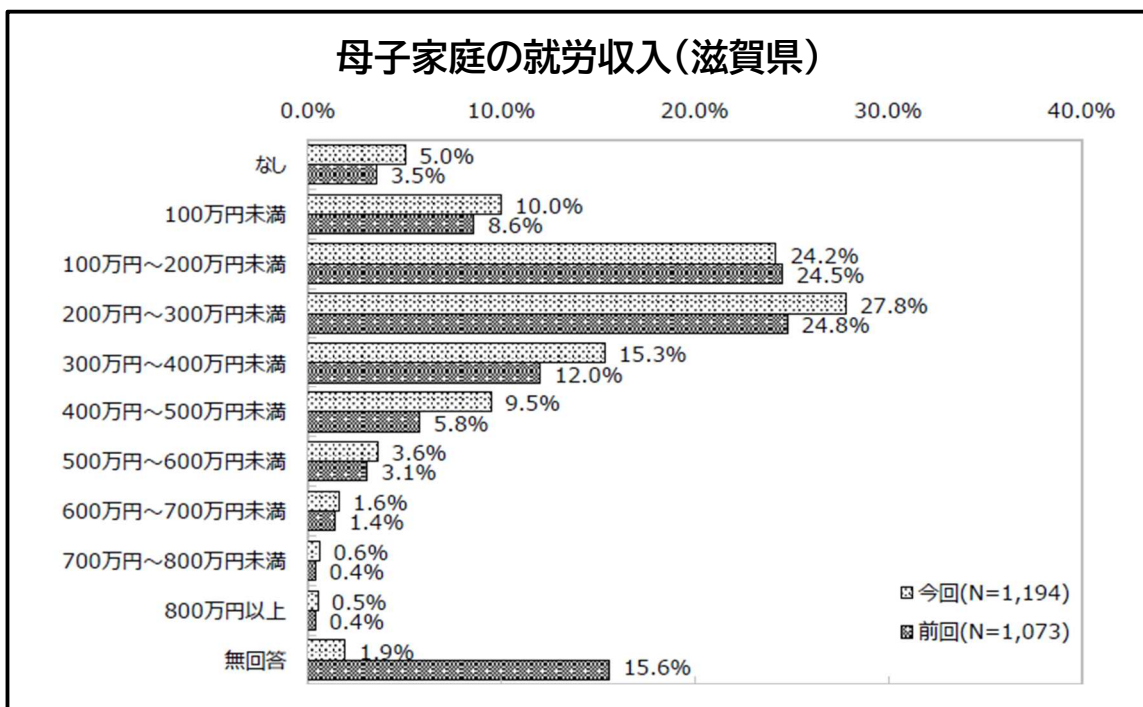
(厚生労働省:「2022(令和4)年 国民生活基礎調査の概況」)



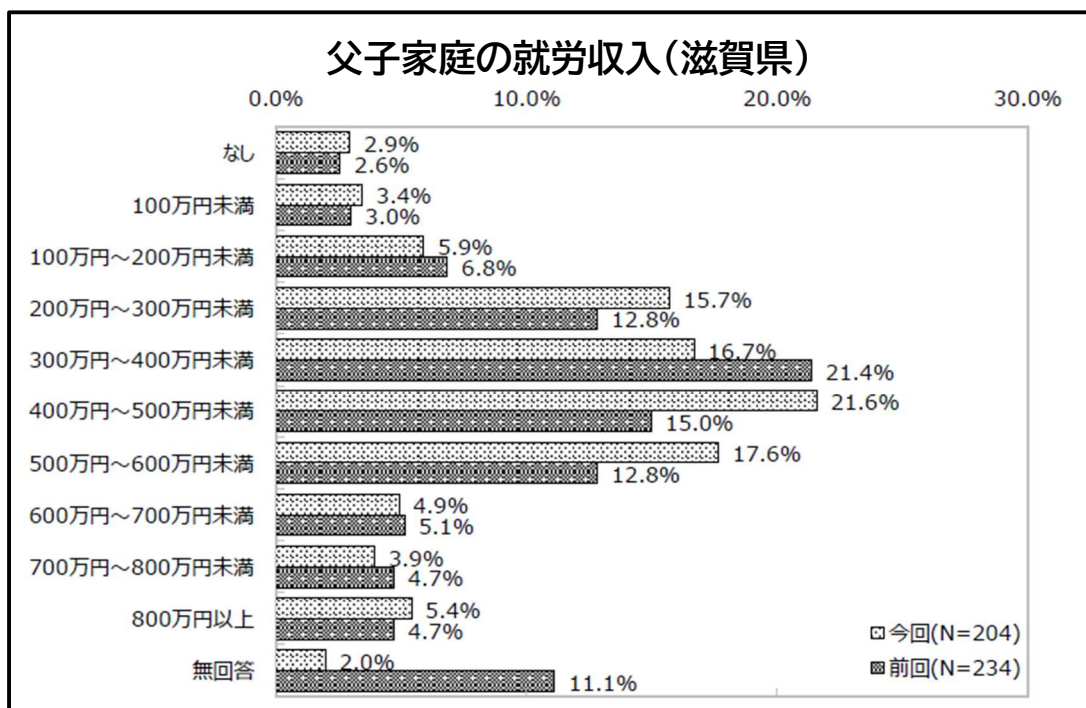
(滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課調べ)

(滋賀県教育委員会事務局調べ)

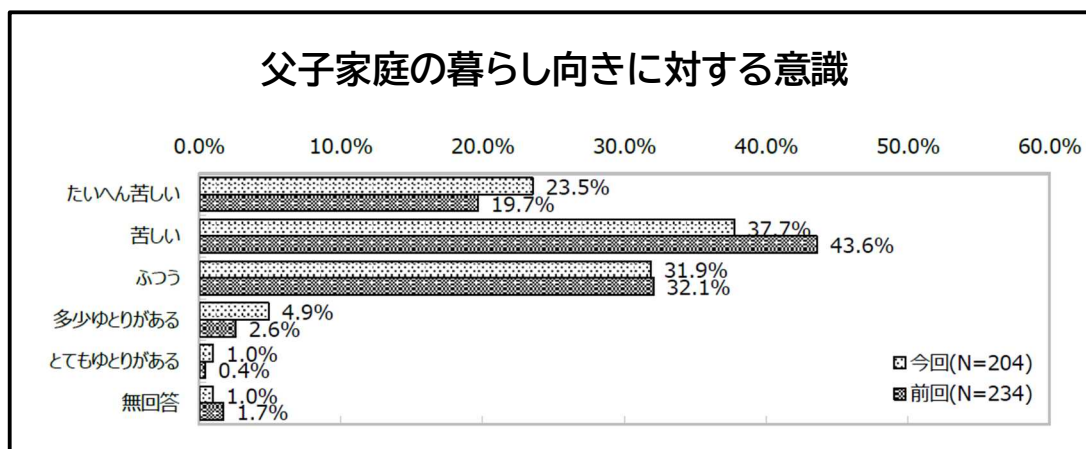
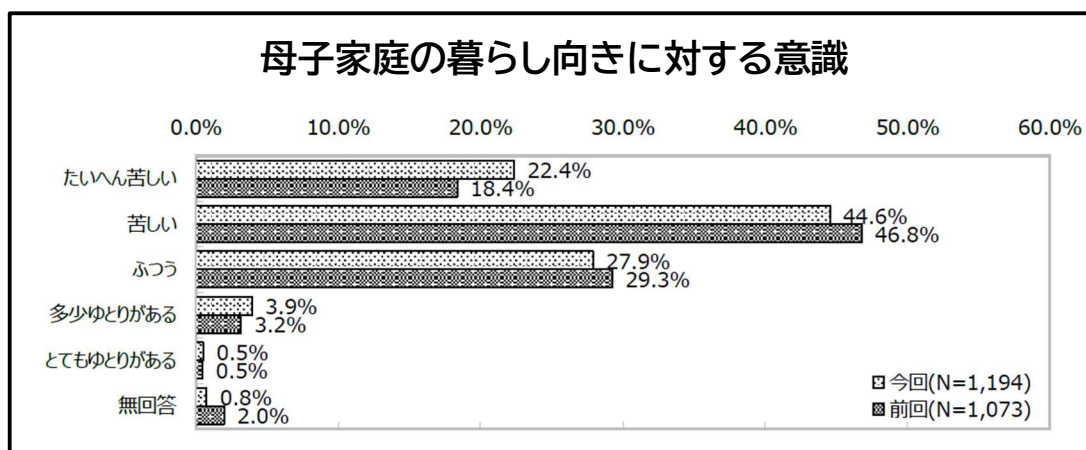
(※) (生活保護(教育扶助)受給者数 + 就学援助受給者数) ÷ 小学校および中学校の児童数



(滋賀県子ども家庭支援課:「令和5年度滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査」)



(滋賀県子ども家庭支援課:「令和5年度滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査」)



(滋賀県子ども家庭支援課:「令和5年度滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査」)

<子どもの貧困に関する指標等>

	滋賀県	全国
生活保護世帯に属する子どもの 高等学校等進学率	92.4% (R4)	93.8% (R4)
生活保護世帯に属する子どもの 高等学校等中退率	2.4% (R4)	3.3% (R4)
生活保護世帯に属する子どもの 大学等進学率	20.7% (R4)	42.4% (R4)
ひとり親家庭の子どもの進学率 ・中学校卒業後の進学率 ・高校等卒業後の進学率	96.7% (R5) 70.5% (R5)	94.7% (R3) 65.3% (R3)
ひとり親家庭の親の就業率 ・母子世帯 ・父子世帯	93.6% (R5) 94.6% (R5)	86.3% (R3) 88.1% (R3)

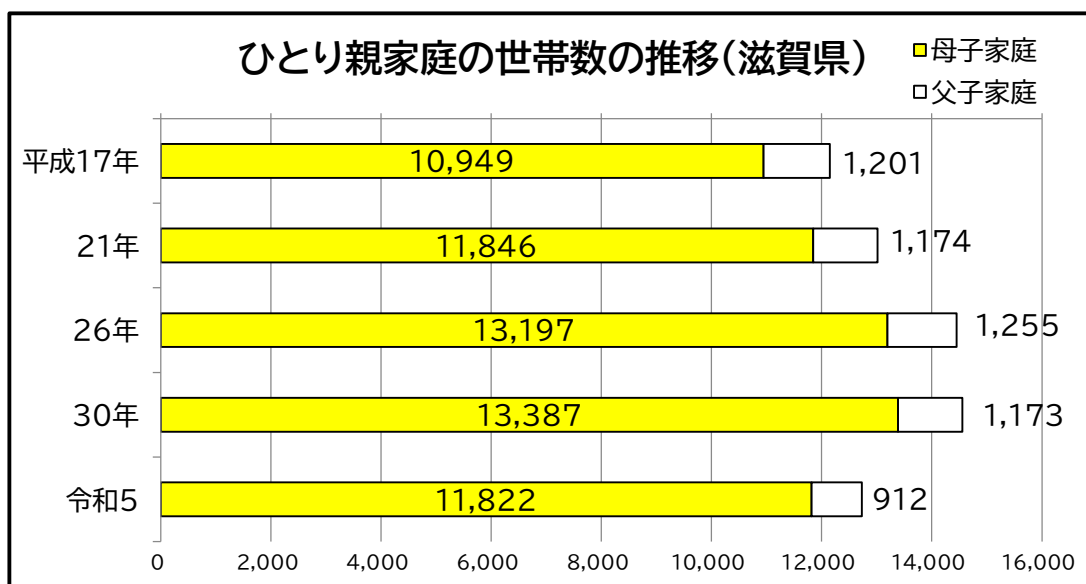
(厚生労働省社会・援護局保護課調べ)

(滋賀県子ども家庭支援課:「令和5年度滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査」)

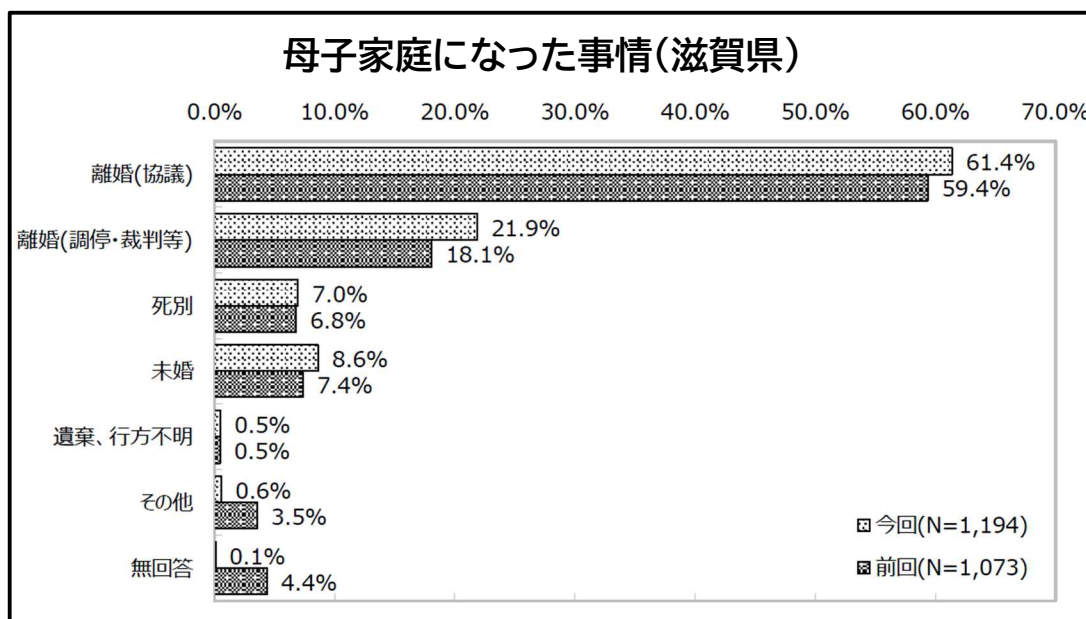
(厚生労働省:「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」)

(2) ひとり親家庭について

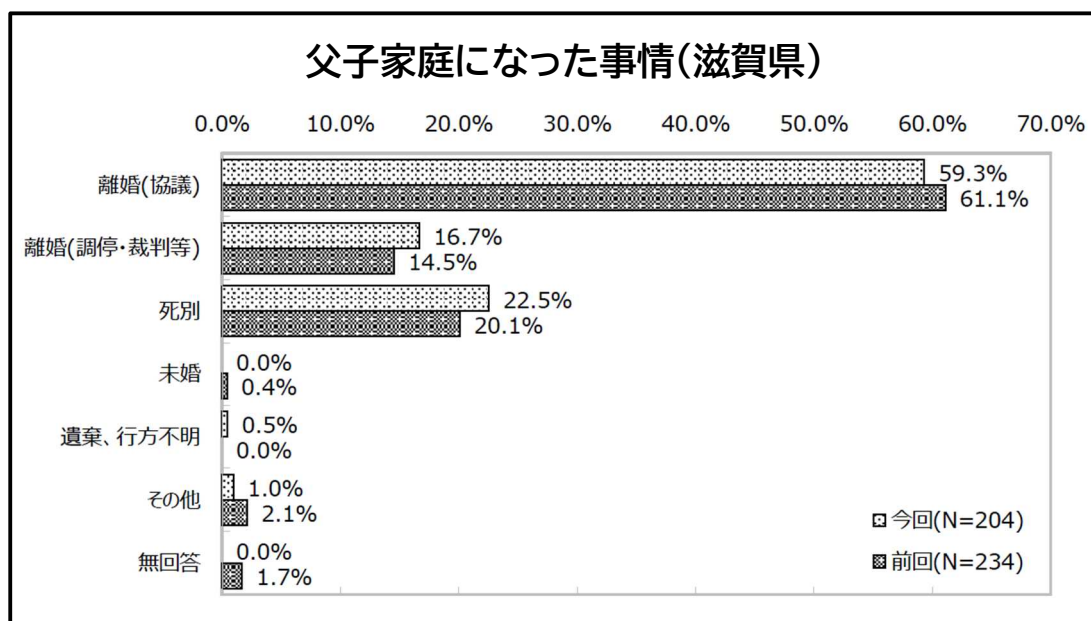
県内のひとり親家庭の世帯数は令和5年8月1日現在で 12,734 世帯(母子家庭 11,822 世帯、父子家庭 912 世帯)であり、前回の計画策定時点である平成 30 年 4 月 1 日現在の 14,560 世帯と比べると 1,826 世帯(12.5%)減少しています。ひとり親家庭になった理由として、母子家庭においては離婚が最も多く、次いで未婚、死別となっています。また、父子家庭においては離婚が最も多く、次いで死別、未婚となっています。



(滋賀県子ども家庭支援課:「令和5年度滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査」)

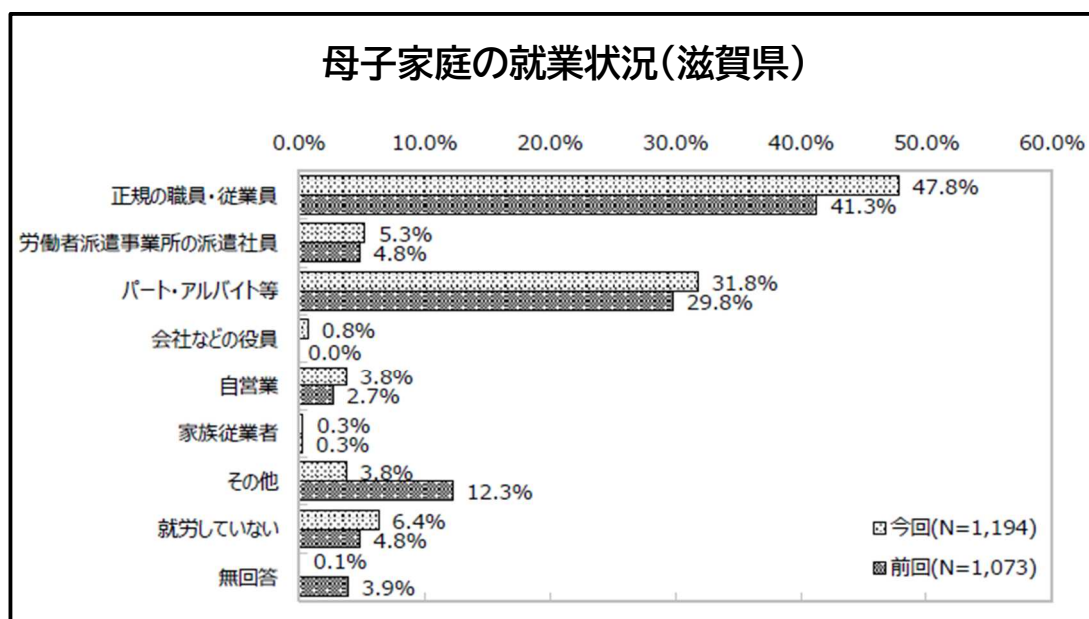


(滋賀県子ども家庭支援課:「令和5年度滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査」)



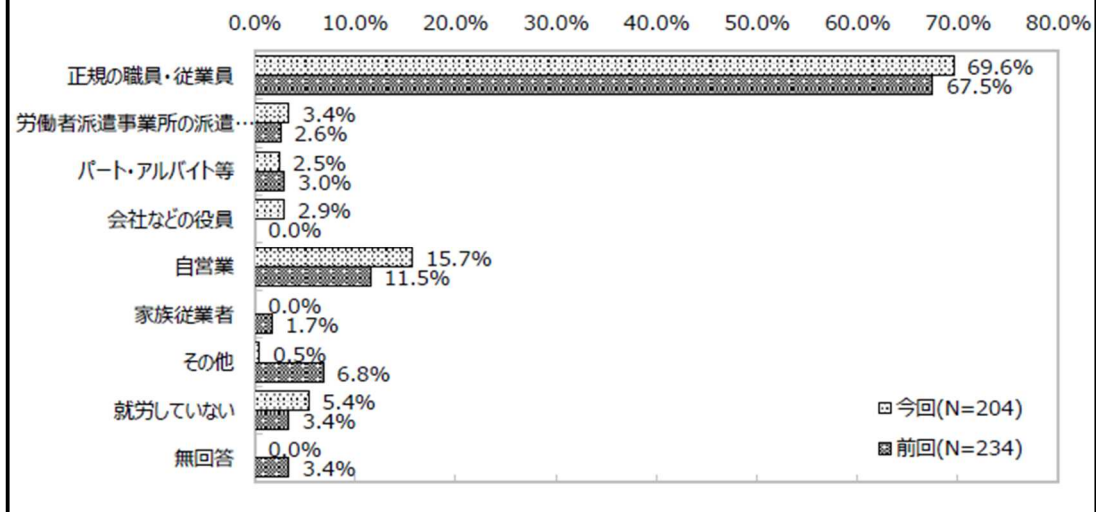
(滋賀県子ども家庭支援課:「令和5年度滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査」)

母子家庭の母の就業状況は正社員が47.8%と最も多いものの、年間就労収入の平均は250万円であり、県全体の女性の年間就労収入の平均と比べると低く、父子家庭においても経済的な不安を抱えている家庭もあり、ひとり親家庭を取り巻く状況は依然として厳しい環境に置かれています。また、ひとり親家庭の全てということでは決してありませんが、就業状況や経済的な理由で、子どもの養育や教育・進学に不安を抱えている家庭も多く、仕事と家庭を両立しながら経済的に自立することが困難な状況も生じています。



(滋賀県子ども家庭支援課:「令和5年度滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査」)

父子家庭の就業状況(滋賀県)



(滋賀県子ども家庭支援課:「令和5年度滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査」)

(3) 国の動き、社会情勢の変化

<子どもの貧困の解消に向けた対策について>

子どもの貧困の解消に向けた対策については、令和元年に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき総合的に推進されています。令和2年以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と長期化、また、令和4年は、原油価格・物価高騰により、国民生活に大きな影響が生じたなか、家計が急変した学生に対する授業料の減免や給付型奨学金の支給をはじめ、低所得の子育て世帯に対する特別給付金の支給、子どもの居場所づくりの強化等が実施されてきました。

平成25年	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」公布 ・教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする ・国および地方公共団体の責務、講ずべき施策の基本となる事項等が定められる
平成26年	「子供の貧困対策に関する大綱」閣議決定 ・子どもの貧困対策に関する基本的な方針、指標、指標の改善に向けた重点施策等が定められる
令和元年	「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」成立 ・都道府県に加えて市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定
	「新たな子供の貧困対策に関する大綱」閣議決定
令和2年	高等教育の修学支援新制度の開始
令和4年	「こども基本法」成立 ・こども施策の基本理念や基本となる事項が明記
令和5年	こども家庭庁創設 ・こどもの貧困対策を含むこども政策の新たな司令塔機能を担う
	「こども大綱」閣議決定 ・少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法および子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱が一つに束ねられ、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等が一元的に定められる
	「こども未来戦略」閣議決定 ・「若い世代の所得を増やす」「社会全体の構造・意識を変える」「すべてのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」の3つが基本理念として掲げられる
令和6年	「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布 ・「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められるとともに、目的や基本理念の充実等が盛り込まれる

<ひとり親家庭への支援策について>

ひとり親家庭への支援については、平成14年度に「母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律」が成立したことにより、戦後50年の歴史を持つ母子・寡婦支援施策が抜本的に見直され、「児童扶養手当中心の支援」から「就業・自立に向けた総合的な支援」へと転換しました。

現在、ひとり親家庭が自立に向け取り組むための支援として、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱(※)により施策を推進しています。

平成14年	「母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律」成立 ・母子家庭等に対する子育て支援の充実、就労支援の強化、扶養義務の履行の確保、児童扶養手当制度の見直し等により、総合的な母子家庭等対策を推進
平成17年	「児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」成立
平成22年	父子家庭への児童扶養手当の支給(8月から)
平成24年	「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」成立
平成26年	「母子及び父子並びに寡婦福祉法」「児童扶養手当法」改正 ・支援体制の充実、就業支援施策および子育て・生活支援施策の強化、施策の周知の強化、父子家庭への支援の拡大、児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直し
平成28年	「児童扶養手当法」改正 ・第2子、第3子以降加算額の最大倍増が実施
平成30年	「児童扶養手当法」改正 ・全部支給の所得制限限度額の引き上げ、支払回数の見直し
令和2年	「児童扶養手当法」改正 ・児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し
令和3年	「非正規雇用労働者に対する緊急支援策」決定 ・高等職業訓練促進給付金に係る訓練受講期間の柔軟化とデジタル分野を含む対象資格の拡大 ・償還免除付のひとり親家庭住宅支援資金貸付の創設
令和6年	「民法等の一部を改正する法律」成立 ・共同親権の導入に向けた法整備 ・法定養育費の導入に向けた法整備
	「児童扶養手当法」改正 ・第3子以降加算額の引き上げ ・所得制限限度額の引き上げ

(※)国が支援の中心として示す4本柱の主な内容は次のとおりです。

子育て・生活支援

- ・ 母子・父子自立支援員による相談支援
- ・ 家庭生活支援員の派遣、保育所等の優先入所
- ・ 子どもの生活・学習支援事業等による子どもへの支援
- ・ 母子生活支援施設の機能拡充 等

就業支援

- ・ 母子・父子自立支援プログラムの策定やハローワーク等との連携による就業支援の推進
- ・ 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
- ・ 能力開発等のための給付金の支給 等

養育費確保支援

- ・ 養育費相談支援センター事業の推進
- ・ 母子家庭等就業・自立支援センター等における養育費相談の推進
- ・ 「養育費の手引き」やリーフレットの配布 等

経済的支援

- ・ 児童扶養手当の支給
- ・ 母子父子寡婦福祉資金の貸付
- ・ 住宅支援資金貸付
- ・ 就職のための技能習得や児童の修学など 12 種類の福祉資金を貸付 等

(4) 現行計画の取組状況

○ 子どもの貧困対策

① 子どもの能力および可能性を最大限伸ばすための教育支援

幼児教育・保育の質の向上を図るとともに、子どもが小学校における生活や学習へ円滑に移行できるよう、保幼小連携を推進しています。また、学校や地域での放課後学習の取組、福祉関係機関との連携等、学校を拠点とした子どもの貧困対策の展開や教育費負担の軽減に取り組んでいます。

② 貧困の状況にある子どもを社会的孤立に陥らせないための生活支援

子どもの居場所づくりや進学・就労等、支援の充実に向けて関係機関と連携を図っています。また、保護者が仕事と家庭の両立ができるよう、保育サービスの充実や、日常生活や健康面のサポートを行っています。

③ 一定の収入を得て生活の安定を図るための就労支援

保護者に対しては、就職やキャリアアップにつながる資格の習得、個々の状況に応じた自立支援計画の策定や学び直しを進め、子どもに対しては、学校と就労支援機関との連携により、希望に応じた就職支援を進めています。

④ 世帯の生活を下支えするための経済的支援

児童扶養手当、福祉医療費助成、母子父子寡婦福祉資金貸付や生活保護世帯に対する教育扶助等の経済的支援を行い、生活の安定を図っています。

○ ひとり親家庭への支援

① 自立のための就労支援

ひとり親が自分らしいと思える生活の実現をめざして、経済的に自立した生活ができるよう、就職やキャリアアップにつながる資格の習得、個々の状況に応じた自立支援計画の策定等の就労支援を行っています。

② 安心・安全な子育て・子育てのための生活支援

ひとり親が安心して、子育てと仕事の両立ができるよう、多様なニーズに対応する延長保育、病児保育および一時預かり等の子育て支援策や、家事援助等生活面のサポート等を推進しています。

③ 生活の安定と自立のための経済的支援

県営住宅の入居等生活基盤確保の支援や各種手当等の経済的支援を行い、生活の安定を図っています。また、離婚にあたって、養育費負担の取決めを行うこと等について、広報・啓発活動を行っています。

④ きめ細かな相談体制と情報提供

広報誌やホームページを活用した情報提供や相談窓口の周知を図るとともに、母子・父子自立支援員や就業支援員等による相談体制の充実に取り組んでいます。

※ 数値目標の達成状況

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	数値目標
ひとり親家庭の親の就業率(正社員)	—	—	—	—	(母子) 47.8% (父子) 69.6%	(母子) 44.0% (父子) 77.8%
SSWの支援学校数およびSCの配置・派遣率	183校 94.0%	188校 92.8%	204校 95.6%	204校 95.0%	227校 97.8%	200校 100%
就学援助制度に関する周知状況	進級時 94.7% 入学時 100%	進級時 94.7% 入学時 100%	進級時 94.7% 入学時 100%	進級時 100% 入学時 100%	進級時 100% 入学時 100%	進級時 100% 入学時 100%
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	96.2%	93.6%	92.4%	92.4%	調査中	99.2%
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	3.1%	3.3%	2.4%	2.4%	調査中	1.10%
母子家庭等就業・自立支援センターの取組による就業者数(累計)	135人	144人	128人	100人	121人	750人 (R2～R6 累計)
ひとり親家庭の子どもの進学率(大学等への進学率)	—	—	—	—	70.5%	71.4%
養育費を受け取っている母子家庭の割合	—	—	—	—	40.8%	50.0%

2. 滋賀県の子どもの貧困・ひとり親家庭をめぐる課題

(1) 子どもの貧困の解消に向けた対策について

<子どもが心身ともに健やかに育つことのできる環境づくり>

- 子どもの貧困の背景には様々な社会的な要因があることを踏まえ、貧困の状況にある子どもが健やかに育つことのできる環境を整備することが必要です。
- 「令和4年国民生活基礎調査」において、相対的貧困率は 15.4%(平成 30 年調査比 0.3ポイントの低下)、子どもの貧困率は 11.5%(平成 30 年調査比2.5 ポイントの低下)で、特に、家計を一人で支えなければならないひとり親家庭の子どもの貧困率(大人が一人の「子どもがいる現役世帯」)で44.5%(平成 30 年調査比 3.8 ポイントの低下)と依然として高い水準となっています。
- コロナ禍において、失業やシフト減等により生活困難に陥った子育て世帯のなかには平時から経済的にゆとりのない世帯も多く見られたため、支援を必要とする世帯に迅速、かつ確実に支援を届けられるよう、引き続き市町との連携等を図る必要があります。

<子どもの居場所づくりと体験機会の確保>

- コロナ禍において、小学生、中学生、高校生、大学生等および未就学児の保護者を対象に実施した大規模なアンケートでは、どの学年においても約10%の子どもが「食事ができずに困ることがあった」と回答していることから、子どもたちの心身の健やかな成長を支援する居場所づくりが必要です。
- 貧困の状況にある子どもや若者が社会的孤立に陥ることのないよう、安心して多様な体験や遊びができる機会や、学習する機会を確保することが必要です。

(2) ひとり親家庭支援について

<生活の安定と自立>

- 児童扶養手当の支給や医療費の助成といった経済的支援の充実により経済的負担の軽減を図っていく必要があります。
- ひとり親家庭が経済的に自立し、子どもが健やかに成長するためには、養育費の確保が重要であり、養育費確保のための支援制度が必要です。
- ひとり親家庭の生活基盤の安定を図るため、住居確保に係る支援策が必要です。
- 「共同親権」については、令和6年の民法改正を受けて国において検討されている制度の動向を踏まえて、関係機関や専門家等との連携を図っていく必要があります。

<子育てと仕事を両立しながら自立を目指す就業支援>

- ひとり親家庭がより安定した収入を得て、安心して生活を送ることができるよう、ひとり親の状況に応じたきめ細かな就業支援や、転職を含むキャリアアップのための能力開発の支援が必要です。また、安定した就労が可能となるよう、民間事業者に対してひとり親の優先雇用に係る協力要請やひとり親家庭への理解促進を図ることが必要です。
- ひとり親が安心して、子育てと仕事が両立できるようにするためには、ひとり親家庭のニーズに合った日常生活面における支援を充実することが必要です。

<安心して地域で暮らせる環境づくり>

- 多くのひとり親家庭は、子育てや就労等の様々な課題や悩みを抱えていることから、地域において、声かけや子どもの見守り等を行うことにより、ひとり親の孤立を防ぎ、安心して地域で暮らすことができる環境づくりが必要です。

<支援制度の利用促進>

- ひとり親家庭に対する支援施策の認知度は低く、十分に活用されていない傾向にあり、各種施策に関する情報提供をはじめ、支援を必要としているひとり親家庭への的確に情報を届けるための方策が必要です。

- ひとり親家庭は、世帯構成、収入、就業、子どもの育ち等多様な状況のもと複雑な課題を抱えていることから、個別のニーズを把握し、家庭の事情に応じて支援メニューを適切に組み合わせて提供することが求められるため、相談体制を充実させる必要があります。
- ひとり親家庭を訪問し各種事業の情報提供等を行っていただくひとり親家庭福祉推進員活動において、近年は「訪問しても会えない」「関係構築が困難」「他機関との連携が少ない」といった課題が見受けられるため、SNSを活用するなど支援が必要な方へのアプローチ方法を見直す必要があります。

3. 施策の方向性

子どもが貧困により、適切な養育・教育・医療を受けられないこと、多様な体験の機会を得られないこと、権利利益を害され、社会から孤立することのないよう、そして、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるよう、貧困の状況にある子どもの「現在」そして「将来」に向けての環境を整備します。また、施策の推進にあたっては、子どもの意見を尊重し、子どもの最善の利益を優先に考慮してまいります。

ひとり親家庭については、養育費の確保を支援するとともに、保護者が子育てと仕事を両立しながら経済的に自立できるよう、保護者の就労支援と子どもの育ちを支え、ひとり親家庭等が多様な家族のあり方の一つとして安心して生活できる環境づくりを進めます。

また、子どもが自分自身のために行動できること(こどもあくしょん)と、子どもが必要としていることに対して大人が行動すること(おとなあくしょん)を通して、子どもも大人も自分自身の持っている力に気づき、様々な人と繋がりながら自らの課題を解決していくよう、エンパワメントの視点に立ち、施策を推進します。

これらにより、持続可能な開発目標(SDGs)が掲げる目標1「あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ(Goal 1 End Poverty in all its forms everywhere)」への寄与を目指します。

(1) 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進

○ 子どもの能力および可能性を最大限伸ばすための育ちと学び支援

学校を子どもの貧困対策の拠点と位置づけ、学校教育により学力を保障するとともに、学校を窓口とした福祉関連機関との連携や経済的支援を通じて、学校から子どもを福祉的支援につなげ、総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図ります。

○ 貧困の状況にある子どもを社会的孤立に陥らせないための生活支援

貧困の状況にある子どもが社会的孤立に陥ることのないよう、相談事業等の充実を図ること等により、子どもおよびその保護者の社会参加の機会等にも配慮して対策に取り組めます。

また、地域の実情を踏まえ、地域にある様々な場所の活用を促して、居場所を提供するとともに支援が必要な子どもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくります。

○ 一定の収入を得て生活の安定を図るための個々の希望に応じた就労支援

貧困の状況にある世帯が一定の収入を得て、安定した生活ができるよう、保護者および就労を希望する子どもに対して、就職やキャリアアップにつながる資格の習得、個々の状況に応じた就労支援を進めます。

○ 世帯の生活を下支えするための経済的支援

世帯の生活の基礎を下支えするため、生活保護や各種手当等、金銭の給付や貸与、現物給付(サービス)等を組み合わせた経済的支援を進めます。

(2) ひとり親家庭への支援の推進

○ 生活の安定と自立のための経済的支援

ひとり親家庭となり不安を抱えるなか、公営住宅の入居等の生活基盤確保の支援および児童扶養手当、福祉医療費助成、母子寡婦福祉資金貸付金等の経済的支援を行い、生活の安定を図ります。

○ 自立のための就労支援

ひとり親が自分らしいと思える生活の実現を目指して、経済的に自立した生活ができるよう、就職やキャリアアップにつながる資格の習得、個々の状況に応じた就労支援や就労後のアフターフォローを進めます。また、子どもの成長に伴い変化する働き方に対する希望がかなうよう企業に対するひとり親への理解促進を図ります。

○ 安心・安全な子育て・子育てのための生活支援

ひとり親が安心して、子育てと仕事の両立ができるよう、多様なニーズに対応する延長保育、病児・病後児保育および一時預かり等の子育て支援策や、家事援助等生活面のサポート等を着実に推進します。

また、子どもの健やかな育ちを支えるため、学習支援、進学のための資金の貸付等の経済的支援により、教育環境の充実を図ります。

○ きめ細かな相談体制・情報提供および広報・啓発

ひとり親家庭の子育てをはじめとした様々な悩みに対し、必要としている情報や支援が行き届くよう、広報誌やホームページを活用した情報提供や相談窓口の周知とともに、時代の変化に応じた情報提供や相談体制を充実します。

4. 具体的な施策の推進

(1) 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進

① 子どもの能力および可能性を最大限伸ばすための育ちと学びの支援

ア 就学前の教育・保育の質の向上

○ 認定こども園、保育所および幼稚園における教育・保育にかかる負担軽減

・認定こども園、保育所および幼稚園への就園を促進するため、市町における、低所得世帯に対する利用者負担の軽減や、施設利用に伴う教材費等の費用負担の軽減を図り、適切な教育・保育を推進します。

○ 食育に関する支援

・保育所等に対しては指導監査等を通じ、適切な食事提供の指導・助言を行います。

○ 就学前の家庭教育支援

・家庭教育支援を充実するため、PTAや保護者会の代表を対象にした家庭教育学習講座の開催を支援します。

○ 幼保小の連携の推進

・小学校における生活や学習へ円滑に移行できるよう、認定こども園、保育所および幼稚園と小学校との交流や連絡会の開催等による連携を推進します。

イ 就学・修学支援の充実

○ 義務教育段階の就学支援の充実

・福祉関係機関等と教育委員会・学校との連携を図るため、課題を抱える学校にスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、小中学校、市町教育委員会や県立学校の要請に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣します。

○ 義務教育段階の就学援助の実施

- ・就学援助の実施状況等を定期的に調査・公表することで、各市町における就学援助の適切な運用を促すとともに、就学援助が必要な世帯に活用されるよう、各市町におけるきめ細かな周知・広報等の取組を促します。

○ 高等学校等における教育に係る経済的支援

- ・保護者の収入状況により、高等学校等における教育の経済的負担の軽減が必要な生徒に対し、授業料の支援を実施します。また、低所得世帯に対し、授業料以外の支援を実施します。
- ・高等学校等に在学する高校生等が、経済的な理由で修学を断念することがないように、奨学資金を貸与します。
- ・特別支援学校へ就学している児童生徒の保護者に対し、特別支援教育就学奨励費を支給し、通学費、給食費および教科書費等の支援を実施します。
- ・私立高等学校を運営する学校法人に対し、授業料減免に関する支援を実施します。
- ・高等学校等中退者が高等学校等に再入学し「高等学校等就学支援金」の支給限度期間または支給限度単位数を超えた場合に、授業料の支援として卒業するまで(最長2年間)学び直し支援金を支給し、高等学校等における教育にかかる経済的負担の軽減を図ります。

○ 大学生・専門学校生等に対する経済的支援

- ・文部科学省が実施している「高等教育の修学支援新制度」について、広く周知します。
- ・看護専門学校生や介護福祉士養成施設在学学生等に対し、免許や資格取得後に一定の要件を満たせば返還が免除される資金を貸与します。

○ 学生のネットワークの構築

- ・学生間のコミュニケーションスペースの設置や学生支援サポートスタッフ制度の実施により、学生のネットワークの構築に努める県立大学に対し、その取組を支援します。

ウ 学校と福祉関係機関等との連携強化

○ 子どもの食事・栄養状態の確保

- ・県内で学校給食を実施している学校を対象とした学校給食実施状況調査を実施し、学校給食の普及・充実を図ります。
- ・食育の日の設定や研修会・講習会の実施、優れた実践校の表彰等により、学校を中心に家庭・地域が連携した食育の推進を図ります。
- ・生活保護の教育扶助により、被保護世帯の小・中学校の給食費を支給します。

○ 高等学校等における就学継続のための支援

- ・キャリアノート「夢の手帖」(小学生版・中学生版・高校生版)の作成や、小学校・中学校・高等学校キャリア教育・進路指導連絡協議会の開催により、各学校段階における体系的なキャリア教育を実施します。
- ・高等学校等中退者等について、学校がハローワーク等に対して情報を共有する等により、就労支援や復学・就学のための情報提供を充実します。
- ・学習面の課題や経済的理由、妊娠等の様々な事情により就学継続が困難な生徒について、それぞれの事情に応じた適切な支援や教育上必要な配慮を行います。

○ 学校を窓口とした福祉関係機関等との連携

- ・福祉関係機関等と教育委員会・学校との連携を図るため、課題を抱える小学校にスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、小中学校、市町教育委員会や県立学校の要請に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣します。また、児童生徒の感情や情緒面を支援するため、小中学校や県立学校にスクールカウンセラーを配置・派遣します。
- ・家庭教育支援チーム等による相談対応や訪問型家庭教育支援等の取組により、保護者に対する家庭教育支援をサポートします。

○ 放課後子ども教室等の推進

- ・習熟度別指導等の少人数指導により個々に応じたきめ細かな指導を推進するとともに、小学校、中学校における放課後学習を支援します。また、放課後子ども教室等の地域学校協働活動の取組を推進し、放課後等の学習支援を充実します。
- ・コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の設置により、地域による学習支援等の充実を図ります。

エ 生活困窮世帯等への学習支援

○ 生活困窮世帯への学習支援

- ・生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもとその保護者を対象に、学習支援や生活習慣等に関する助言、進路選択に関する情報提供・助言、関係機関との連絡調整等、きめ細かで包括的な支援を行います。
- ・ひとり親家庭を含む低所得子育て世帯等に対し、受験料、模試費用の補助を行うことで、子どもの進学に向けたチャレンジを支援します。

② 貧困の状況にある子どもが社会的に孤立しないための生活支援

ア 子どもの生活支援

○ 居場所づくりに関する支援

- ・様々な困難な状況にある子どもたちを対象に、社会福祉施設や子ども食堂等が市町や学校等と連携して行う食事や学習支援等の多様な居場所づくりの取組を支援します。
- ・孤独・孤立や貧困等の悩みを抱える家庭を支援する子ども食堂等を実施する事業者を対象として運営支援、物資支援等を行う民間団体等の取組を支援します。

○ 体験に関する支援

- ・地域社会全体で子どもの体験学習・活動の機会と場を充実していく「しがこども体験学校」の取組を推進します。

○ 地域における支援

- ・支援を必要とする子どもを早期に発見し、行政等の適切な支援につなげる仕組みをつくることによって、子どもに対する地域の支援体制を強化します。
- ・学校・家庭・地域が連携し、子どもたちの基本的な生活習慣の定着を図る取組を推進します。

イ 保護者の生活支援

○ 保護者の心身の健康支援

- ・市町における新生児訪問や乳幼児健診等において、乳幼児や保護者の健康状態の確認が行われるよう支援します。
- ・市町における乳児家庭全戸訪問および養育支援訪問において、妊婦等による養育が適切に行われるよう、相談、指導、助言等が行われることを支援します。
- ・個別事例に応じて、福祉事務所、市町保健センター、こども家庭センター、保健所等関係機関と連携し、健康支援を行います。

○ 保護者の自立支援

- ・複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、自立相談支援および家計相談支援を実施します。
- ・家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援します。

ウ 関係機関との連携等

○ 状況に応じたきめ細かな支援

- ・個別事例に応じて、福祉事務所、市町保健センター、保健所等関係機関と連携し、健康面を含めた支援を行います。
- ・性暴力被害者等に対しては、民間団体等と連携し、被害者の総合的、継続的な支援に取り組みます。また、必要に応じて警察の犯罪被害者カウンセリング制度の紹介や民間団体等のカウンセリング窓口等を紹介します。

○ 相談職員の資質向上

- ・生活保護世帯の支援にあたるケースワーカーの資質向上を図るため、またひとり親家庭が抱える課題に対応するため、母子・父子自立支援員、市町担当職員等およびひとり親家庭福祉推進員に対する研修を実施する等、市町の相談支援体制をバックアップします。
- ・様々な悩みを抱えている子どもたちの相談に応じることのできる職員を子ども・若者総合相談窓口等に配置し、定期的に研修を実施します。

○ 地域におけるアウトリーチ

- ・生活困窮世帯やひとり親家庭が孤立しないよう、民生委員・児童委員等が福祉、子育て等の相談に応じ、必要な支援が受けられるよう専門機関等とのつなぎ役を行います。
- ・貧困の状況にある子どもやひとり親家庭等を含めた経済的に困窮している者の食品アクセス確保を図るため、子ども食堂やフードバンク等による食料提供を円滑にする地域の体制づくり等を推進します。

エ その他の生活支援

○ 妊娠期からの切れ目ない支援等

- ・貧困の状況にある子ども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくり等、生活の安定に資するための施策を一体的に推進します。
- ・思いがけない妊娠、経済的困窮、性暴力等のさまざまな理由により、妊娠・出産について身体的、精神的な悩みや不安を抱えた妊婦が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、SNS等を活用し、支援機関に繋ぐ体制を整備することを目的とした相談支援事業を実施します。
- ・医療機関と市町が早期から連携できるよう、県全体でハイリスク妊産婦、新生児援助事業を実施します。
- ・子育て・女性健康支援センターにおいて、妊娠・出産・子育てに関し、電話、来訪、訪問による相談を実施します。

○ 子ども・若者が直接相談できる窓口の設置

- ・子ども・若年のコミュニケーション手段として広く普及しているLINEによる相談窓口を設け、これまで相談に繋がりにくかった子ども・若者が相談しやすい環境を整えていきます。
- ・子どもの「助けてサイン」を受け止めるため、子ども・子育て応援センター(こころんだいやる)において、子どもの悩み相談に応じるとともに、必要に応じて、適切な支援を受けることができるよう関係機関につなぎます。

③ 一定の収入を得て生活の安定を図るための就労支援

ア 保護者に対する就労の支援

○ 親の支援

- ・生活困窮者や生活保護受給者に対し、就労支援員等による支援や就労活動促進費の支給、就労自立給付金の支給を実施します。
- ・民間教育訓練機関等を活用した職業訓練を実施し、就労の促進を図ります。

○ 親の学び直しの支援

- ・生活保護受給中のひとり親家庭の親が高等学校に就学する際、高等学校等就学費の支給を実施します。

イ 子どもの就労支援

○ 就労を希望する子どもに対する就労支援

- ・全日制高校に通学していない子どもに対しても、希望に応じ、学校とハローワークのジョブサポーター等との連携による求人開拓の支援を実施します。
- ・しがジョブパークにおいて、就職に関する相談・職業紹介、求人情報の提供、就職に関するセミナーや就職説明会の開催等をワンストップで行うとともに、就労が困難な若者の就職を促進するため、地域若者サポートステーションにおいて、カウンセリング、就労体験、交流サロン等を実施します。
- ・ひとり親家庭の就労を希望する子どもに対し、母子家庭等就業・自立支援事業を通じ、就労を支援します。

④ 世帯の生活を支えるための経済的支援

ア 生活保護世帯に対する支援

○ 教育扶助の支給方法

- ・生活保護における教育扶助について、目的とする費用に直接充てられるよう、学校等からの要請に応じて、学校の長に対して直接支払うことを実施します。

○ 生活保護世帯の子どもの進学時の支援

- ・高等学校等に進学する際、入学料、入学考査料等を支給します。また、高校生の就労収入のうち、本人の大学等の進学費用にかかる経費に充てられる場合は収入として認定しない取扱いとします。

○ 住居確保のための支援

- ・生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失またはそのおそれのある者が安心して求職活動に専念することができるよう、住居確保のための支援を実施します。

(2) ひとり親家庭への支援の推進

① 生活の安定と自立のための経済的支援

ア 生活基盤となる住宅の確保のための支援

○ 公営住宅による生活支援

- ・県営住宅の入居にあたっては、生活困窮にあるひとり親世帯に対して配慮を行うことにより、住宅確保を支援します。

○ 住宅確保のための支援

- ・一定期間、母子生活支援施設等を活用し、離婚後の住まい・就業の支援や、同居する親子関係の再構築を含めた家庭・生活環境を整える支援を行います。
- ・民間住宅については、子育て世帯等が生活の基盤である住宅を円滑に確保できるよう、住宅情報の提供等の支援を行います。

イ 生活の安定を図るための経済的支援

○ 児童扶養手当の支給

- ・市町と連携して、制度の周知を積極的に進めるとともに、個人情報に配慮する等、適正な支給事務を行います。

○ 医療費の助成

- ・病気やけが等で必要となる医療費について、ひとり親家庭の負担を軽減し、ひとり親家庭の健康を保持・増進するため、医療費の一部助成を行います。

○ 母子父子寡婦福祉資金の貸付

- ・市町と連携して制度の周知を積極的に進めるとともに、個人情報に配慮する等、適正な貸付事務を行います

② 自立のための就労支援

ア ニーズに応じた就業相談の充実

○ 母子家庭等就業・自立支援センターによる就業支援

- ・母子家庭等就業・自立支援センターにおいて求人等の情報提供や技能講習の案内等の必要な助言を行い、求職活動を支援します。
- ・ひとり親家庭の親を対象に、家庭や就労、求職の状況や課題を把握し、就業に向けた支援、職業能力開発へのアドバイス等個々の状況に応じた自立支援プログラムを策定し、きめ細かな就労支援を行います。また、就業後も安定就業に向けて関係機関と連携して必要な支援を行います。

○ 関係機関と連携した就業支援(滋賀マザーズジョブステーション)

- ・滋賀マザーズジョブステーション・近江八幡では、母子家庭等就業・自立支援センター、マザーズ就労支援相談、ハローワークおよび福祉事務所等と連携し、求人情報の提供や職業紹介、託児等一括したワンストップの就労支援を行います。また、滋賀マザーズジョブステーション・草津駅前においても母子家庭等就業・自立支援センターが定期的な出張相談を行い、就業相談の充実を図ります。
- ・ひとり親を対象とした就職説明会を、企業と連携して開催し、就業機会の拡大を図ります。

○ 支援機関と連携した相談窓口

- ・ひとり親家庭を市町や様々な支援機関と連携させるコーディネート機能をもった相談機関である「ひとり親家庭総合サポートセンター」において、ひとり親家庭に寄り添った総合相談を行います。
- ・ひとり親(離婚を考えている方を含む)の法律に関わる全般的な相談について弁護士による法律相談を実施します。

イ 自立を目指した能力開発の支援

○ 多様な能力開発への支援

- ・ひとり親の円滑な就業準備や転職を支援するための講習会、就労に必要な知識を身につけるための職業訓練、学び直しへの支援等を実施し、幅広い知識・技能の習得と能力開発への支援や公共職業安定所(ハローワーク)と連携した就業支援を行うことにより、就労の促進を図ります。
- ・本人の希望と地域の雇用情勢を把握し、就職に結びつく可能性が高いと考えられる資格や技能を習得するための講座等の受講を促進します。併せて、オンライン講座の受講の周知を図ります。

○ 講座等の受講のための経済的な支援

- ・ひとり親が就職やキャリアアップにつながる資格や技能を習得できるよう、訓練費用の助成や給付金による生活の負担軽減等の経済的支援を行います。

ウ ひとり親が働きやすい職場環境づくり

○ 雇用促進のための企業等への啓発の推進

- ・就業後の状況把握や求人開拓を目的とした企業訪問を通じ、企業・団体等に対し、ひとり親家庭特有の事情等について理解を得るとともに、積極的に就業機会が創出されるよう働きかけを行います。

○ 仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりに向けた広報・啓発

- ・仕事と子育てを両立し、健康状態や子どもの年齢に応じた働き方ができるよう、仕事と生活の調和のとれた働きやすい職場環境づくりに向けた広報・啓発を推進します。

③ 安心・安全な子育て・子育てのための生活支援

ア 仕事と子育ての両立を図る子育て・生活支援の充実

○ 保育等の確保

- ・市町が実施する認定こども園、保育所、放課後児童クラブ等事業の充実を図るとともに、保育所等への入所に関するひとり親家庭の優先的取扱いについて市町に対して情報提供し、市町における取扱いの充実を図ります。

○ 多様なニーズに応じた保育サービス

- ・保育所等および放課後児童クラブの充実を図り、多様なニーズに応じた延長保育、休日保育、夜間保育、病児保育の実施を支援します。
- ・保育所等や放課後児童クラブへのひとり親家庭の子どもの優先入所や優先的利用について引き続き市町と協力して実施します。

○ 日常生活面での支援

- ・病気、仕事の都合等による一時的な家事、育児の援助等、親が困ったときの支援について、子どもの一時預かり、日常生活への支援等を市町と協力して推進します。

イ 子どもの学習・居場所づくりをサポートする支援

○ 子どもの学習・生活支援

- ・ひとり親家庭の子どもの悩みや相談に応じたり、居場所づくりや学習を支援したりするために、地域や団体、市町等と連携しながら取組を進めていきます。

○ 子どもの進学のための経済的支援

- ・教育費の負担軽減を図るため、子どもが高等学校や大学等に就学・修学するために必要な入学金・授業料等の資金の貸し付けを行うとともに、制度の周知を図ります。

ウ 親子交流の普及・啓発

- ・親子交流の必要性や心構えに関する講座の開催や、ホームページ等による広報・啓発を行うとともに、子どもの意見を踏まえた親子交流に繋がる支援を行います。

エ 養育費確保のための支援

○ 養育費確保のための支援

- ・子どもと別居している親にも子どもの扶養義務があり、養育費の支払いは扶養義務を履行するものであるとの認識を広めるとともに、社会全体が養育費についての理解を深められるよう、NPO等と連携した講座を開催する等、養育費の重要性を周知します。
- ・離婚協議開始前の父母等に対し、親子交流・養育費の取決めについて学ぶ講座の開催や公正証書の作成支援、養育費の取決め等に関する弁護士への相談に関する支援等を行い、離婚後のひとり親が子どもを養育するために必要な費用を確保することで、ひとり親家庭の生活の安定を図ります。

④ きめ細かな相談体制・情報提供および広報・啓発

ア 支援が届きにくい家庭への対応強化

○ 母子・父子自立支援員等による活動

・母子・父子自立支援員等の活動を通して、支援施策等に関する情報を積極的に提供します。また、支援を必要としている方に的確に情報を届けることができるよう、SNS等を活用した提供方法を市町とともに検討していきます。

・母子・父子自立支援員等がひとり親家庭の自立支援に向け、適切かつ効果的に相談を行えるよう、研修や意見交換を実施し、ひとり親家庭の個々の状況に応じて支援施策や関係機関等へ適切につなぐ相談体制を充実します。

○ 母子家庭等就業・自立支援センターによる支援

・就業支援員やプログラム策定員に対する研修や母子・父子自立支援員との意見交換を実施し、母子家庭や父子家庭それぞれの抱える問題の傾向に沿った支援施策および関係機関等へ適切につなぐ相談体制を充実します。

○ 支援機関と連携した相談支援の実施

・ひとり親家庭を市町や様々な支援機関と連携させるコーディネート機能をもった相談機関である「ひとり親家庭総合サポートセンター」において、ひとり親家庭に寄り添った総合相談を行います。

・育児や虐待に対する電話相談や養育費確保等に対する法律相談を行います。

・女性相談支援センターや男女共同参画センターと連携を図り、支援対象者の心身の健康状態や思いに沿って情報提供を行うとともに、必要に応じて、各相談窓口での手続や医療機関での受診等を行う際に同行する等、支援対象者に寄り添った対応を行います。

○ ひとり親ふれあい交流事業の推進

・ひとり親家庭がいきいきと日常生活を営めるように、ひとり親家庭の集いの場を設けて、情報の交換や相談の機会を提供し交流を深めます。

イ ひとり親家庭への情報提供の充実

○ 相談窓口や制度の周知

- ・市町と連携して、各種相談窓口や制度の周知を積極的に進めます。
- ・離婚や養育費確保等に対する法律相談、育児に関する相談窓口等について周知を行います。

○ 広報誌やホームページの活用

- ・必要な情報が必要とする人に十分行き届くよう、広報誌やホームページ、ひとり親家庭支援策を紹介する冊子を活用し、情報が届きにくいひとり親家庭にも配慮しながら情報提供を充実します。

○ SNS等の活用

- ・LINEによる相談窓口を活用した積極的な情報発信のほか、これまで相談に繋がりにくかった人に情報が行き届くよう、その他SNS等を活用したプッシュ型の情報発信を行います。

ウ ひとり親家庭への理解を促進するための広報・啓発

○ 地域の団体等との連携

- ・児童委員や地域の団体等に対し、研修会等の様々な機会を通じて、地域がひとり親に対する理解を深め、地域全体でひとり親家庭を見守り支えていく環境がつくられるよう働きかけを行います。
- ・NPO等地域団体の活動は極めて重要であり、こうした地域団体活動を支援します。

○ 企業に対する理解促進

- ・企業や団体への訪問等を通じて、就業後の状況把握や求人開拓を行い、ひとり親家庭特有の事情等について理解を得るとともに、積極的に就業機会が創出されるよう働きかけを行います。